平成２９年（フ）第１４６４号
福岡市南区柏原４丁目38番15―201号
破産者　瓜生　正弘
1　破産債権の届出期間　平成30年１月25日まで
2　一般調査期日　平成30年２月27日午前10時30分
平成29年12月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７７２号
京都市伏見区日野野色町46番地１　フルール日野　403
破産者　髙田　博之
1　破産債権の届出期間　平成30年１月29日まで
2　一般調査期日　平成30年２月14日午前11時45分
平成29年12月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
神戸市北区藤原台中町２丁目16番９号トーショクビル301号
破産者　株式会社フード・セールス・プロモーション
1　破産債権の届出期間　平成30年１月30日まで
2　一般調査期日　平成30年２月27日午前10時15分
平成29年12月19日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５９号
埼玉県久喜市江面1704番地４
破産者　イーテック株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月26日午後１時30分
平成29年12月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５１９号
大阪府寝屋川市高柳５丁目９番10号、前住所　大阪府寝屋川市高柳５丁目51番11―１号
破産者　加藤　隼人
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月５日午後２時30分
平成29年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市九日市中町30番地の１
破産者　渡邉隆一郎
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月20日午後４時40分
平成29年12月20日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２５０号
さいたま市西区大字指扇2611番地10
破産者　高野　正晴
1　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
2　一般調査期日　平成30年３月19日午後２時15分
平成29年12月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２８年（フ）第２３７４号
大阪市中央区南船場４―７―22　船場ＮＳビル６階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目12番16号
破産者　株式会社アートアンドクラフト
1　期日　平成30年３月26日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７５号
大阪市中央区南船場４―７―22　船場ＮＳビル６階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目12番16号
破産者　株式会社エムアンドエス
1　期日　平成30年３月26日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３０２６号
大阪市西成区千本南１丁目18番６号
清算株式会社　株式会社足立
代表清算人　足立　敏雄
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

平成２９年（ミ）第４号
岩手県久慈市長内町第43地割９番地の１
開始前会社　有限会社大原商店
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区虎ノ門２丁目１番１号商船三井ビルディング４階　弁護士　縣　俊介
平成29年12月18日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２９年（再）第２０号
大阪市西成区岸里１丁目３番38号
再生債務者　有限会社シューファクトリーオオタ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区高麗橋４丁目４番９号　淀屋橋ダイビル２階　大阪西総合法律事務所　弁護士　石井　教文
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成29年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２８年（再）第１１号
福井県三方上中郡若狭町新道９号芦川３番
再生債務者　株式会社日興
1　決議に付する計画案　平成29年11月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成30年２月22日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成30年２月８日
平成29年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１１３号
埼玉県川越市大字笠幡2761番地４
再生債務者　谷津　直行
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月18日から平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第９号
埼玉県川越市大字笠幡2761番地４
再生債務者　谷津　千秋
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月18日から平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部